

銚子市公民連携推進における民間提案制度

1 民間提案制度の趣旨

人口減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの変化など、様々な課題、対応しなくてはならない課題が山積しています。市としての魅力を高めつつ、将来にわたって持続可能な自治体経営を実現するためには、公共施設の整備・運営をはじめとする様々な公共サービスにおいて、公費の投入が前提といった既成概念から脱却し、事業の発案段階から民間事業者のアイデアやノウハウを積極的に取り入れることが有効であると考えます。

民間提案制度は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活かした提案をいただくことで、優れた公共サービスの創出を目指す制度です。民間事業者等の積極的な発意による事業創出を促進し、公民連携を推進していくことを目指します。

2 民間提案制度の手法

民間提案制度は大きく2つに区分されます。

- (1) PFI 提案 (PFI 法*第6条によるもの)
- (2) 任意提案 (PFI 法*第6条によらないもの)

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)

提案の主な特徴は次のとおりです。

	(1) PFI 提案	(2) 任意提案
根拠法	PFI 法第6条	特になし
対象案件	PFI 法第2条	特になし
ポイント	民間事業者は地方公共団体に対して具体的な施設等を指定して PFI 事業の実施を提案することができる旨が規定 (PFI 法第6条) されている。	民間事業者からの提案や民間事業者との対話によって PPP/PFI 事業を検討する手続きがあり、多くの地方公共団体で実施されている。

ポイント (続き)	PFI 事業で実施する際に明確化すべき、事業内容やリスク分担、費用等に関する事項について詳細な提案を得られることが期待できる。	内容の自由度が高く、PPP/PFI のどの事業方式が有効であるか等について提案することもできるため、事業方式が明確でない段階での対話において有効。
--------------	---	---

3 提案募集の対象 (PFI 提案・任意提案)

提案 (PFI 提案及び任意提案) の内容は、公共サービスの向上や地域経済の活性化、市の財政負担の軽減、市が策定する各種計画の推進など、市の自治体経営に資するものとします。

(1) 対象となる提案

次のすべてに該当するものとします。

- ① 公平性・公益性があるもの
- ② 公共施設等が抱える課題の発掘・明確化、事業化への障壁の解決、ビジネスモデルへの展開など、事業化に向けた一連の流れにおいて、民間事業者が自らのアイデアやノウハウを活用し、自らが確実に実施できる提案
- ③ 原則として、市に新たな財政負担が生じない提案。ただし、市の既存の補助制度に基づく補助金等のほか、市の自治体経営に多大な貢献をする提案として、市が予算を措置すべきと判断した場合は、この限りではありません。

(2) 対象とならない提案

本制度は、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案を求めるものであり、次のいずれかに該当する提案は対象となりません。

- ① 単に事業 (施設) の廃止を目的とする提案
- ② 未利用市有地の購入のみを目的とする提案
- ③ 既存の指定管理や委託業務等について、価格の優位性をもって受託者になろうとする提案
- ④ 民間事業者が実施することが適当でない事業 (法令や市の方針などにより市が実施すべきもの) を含む提案

(3) 募集する提案型式

市の課題解決のための提案を受ける型と、民間発意による自由提案を受ける型のいずれかで提案を募集します。

- ① 課題解決型：市の課題解決のための提案を受けるもの
- ② 自由提案型：対象となるテーマについて自由に民間から提案を受けるもの

4 留意事項

(1) 提案書の取扱い

- ① 提出書類の著作権は、提案者に帰属します。
- ② 民間提案によって得られた内容は、提案した民間事業者の知的財産であることから、内容及び提案者に関する情報等は保護を徹底し、庁内・関係機関と調整する場合にのみ使用するものとします。
- ③ 原則として事業化（民間事業者との契約締結等）が確定するまでは提案の詳細は公表しないものとしますが、提案者との協議により、必要に応じて公表する場合があります。
- ④ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じる責任は、提案者が負うものとします。
- ⑤ 提案者が事業者に選定され、事業を実施する場合、著作権は市に帰属するものとします。
- ⑥ 事業実施等における法令等適合のリスクは、提案者に帰属するものとします。
- ⑦ 提出された書類は、一切返却しません。

(2) 提案の性質や法令及び市の契約ルール等により、改めて提案に対して公募等の手続きが必要になる場合があります。その際に提案者から寄せられた提案のうち、事業の検討段階における独自のアイデアについては保護します。ただし、市において公募等のための仕様作成にあたり、必要な場合は、提案者と別途協議をします。

(3) 提案の取扱いの内容にかかわらず、事前相談の申込み及びその後の協議・調整、提案にかかる費用は全て提案者においてご負担いただきます。

- (4) 提案内容や面談・調整の結果によっては、実現できないことがあります。
- (5) 申込み後のヒアリング及び事業の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取扱いを伴う場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、提案者によって生じた秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルについては、市に故意又は重大な過失がある場合を除き、市は一切の責任を負いません。
- (6) 提案者は、提案内容が第三者の有する知的財産を侵害し、第三者に対して損害を賠償又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担するなど必要な措置を講じていただきます。

5 提案者の資格要件等

(1) 参加要件

- ① 参加できる提案者は、自らの提案を実行できる能力（ノウハウ、資金等）と実現する意思を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主とします。
- ② 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続を行ってください。
- ③ 提案者は、市及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応等ができる者であることとします。

(2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者又は提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続き開始の申立てをしている者
- ③ 市税等を滞納している者

- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- ⑤ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ⑥ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) その他失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合又は提案者が審査の公平性に影響を与える行為を行った場合は、失格とします。